

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		宍粟市					
プ ラ ン の 名 称		宍粟総合病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 1月 30日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	公立宍粟総合病院					
	所 在 地	宍粟市山崎町鹿沢93番地					
	病 床 数	205床					
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、小児科、眼科、放射線科、泌尿器科、皮膚科、産婦人科、精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、人工透析(30床)、人間ドック、脳ドック					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>658.6平方kmの広大な面積を有する宍粟市における唯一の病院であり、隣接医療機関へのアクセスは極めて困難な条件下にある。</p> <p>市内には開業医による有床診療所はあるものの総合的な医療を提供できる病院は他になく、MRI、CT、結石破碎装置、血管造影装置等の高度医療器機を装備している市内唯一の病院でもある。</p> <p>地域の住民の方々に地域で不足している医療、救急医療、一般診療等で不可能な高度医療を提供することが当院の役割である。市内に開業医のない診療科はもとより現在開設している診療科についても一層の充実を図りながら、2次救急に重点を置き、地域の診療所や医院等との連携を図りながら地域完結型の医療を担うことが当院の役割と位置づけている。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>病院経営の健全化を促進するため、毎年総務省が示す繰出し基準を基本とする。市の一般会計も余裕のある状況ではなく、平成20年度までは繰り出し基準の一部の項目について予算の範囲内で負担していたが、平成21年度よりは基準額を負担する。さらに繰り出し基準に明記してあるが負担していないもの(小児医療、高度医療、リハビリ、児童手当、基礎年金拠出金)についても負担していく考えである。</p> <p>病院の建設改良に要する経費の1/2(起債分を除く)</p> <p>病院事業債元利償還金の2/3(H14年度以前分)ないし1/2(H15年度以降分)</p> <p>救急に要する経費(医師等の待機や救急医療の確保に必要な経費)</p> <p>研究研修に要する経費(医師、看護師等の研究研修に要する経費及び経営の研修に要する経費の1/2)</p> <p>リハビリテーション医療に要する経費(リハビリ科運営経費 - 診療報酬)</p> <p>小児医療に要する経費(小児科運営経費 - 外来診療報酬)</p> <p>高度医療に要する経費(高度医療器機使用に係る経費 - 高度医療機器診療報酬)</p> <p>共済追加費用の負担に要する経費(共済追加費用の1/2)</p> <p>児童手当に要する経費(3歳未満の3/10、3歳以上は給付額)</p> <p>基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費(基礎年金拠出金に係る公的負担額)</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	88.5%	90.0%	93.7%	94.2%	96.4%	
	医業収支比率	90.0%	91.4%	95.0%	95.5%	97.1%	
	職員給与と実対医業収益比率	56.3%	53.7%	51.5%	50.7%	49.5%	
	病床利用率	68.5%	71.5%	73.5%	75.0%	76.5%	
	外来患者数	404人	410人	415人	420人	425人	
上記目標数値設定の考え方		<p>(経常黒字化の目標年度: 27年度)</p> <p>任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。</p>					

				団体名 (病院名)	宍粟市 (公立宍粟総合病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	紹介率	40.7%	45.0%	47.0%	50.0%	50.0%	
	逆紹介率	48.8%	19.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
	時間外患者数	2,896人	2,900人	2,950人	3,000人	3,000人	
	うち入院患者数	701人	771人	848人	933人	1,026人	
	手術件数	1,164件	1,222件	1,283件	1,347件	1,415件	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	・医事窓口、診療報酬請求業務、清掃業務及び給食の一部業務について既に委託している。					
	事業規模・形態の見直し	・地域の総合病院として、現在の診療科を維持しつつ救急医療にも対応する。 そのためには、できるだけ常勤医を配置し入院も可能な安心できる体制を整えることを目標とする。 ・近年、入院・外来患者数が減少し経営を圧迫しているが、市内人口約44千人を抱える当市において病床数205床が多いとは考えにくい。事業規模や経営形態については、経営の効率化を図りながら患者数の動向をみて検討する。					
	経費削減・抑制対策	・補償金免除繰上償還制度を利用し、利率5%以上の政府債を繰上償還する。低利の借入とすることで約125百万円(H20～23まで)の利息を削減できる。 ・技能労務職の退職については補充せず、臨時職員で対応する。(H20、H22、H23年度各1名退職、1名について約2百万円削減) ・平成21年度画像情報システムを導入することにより、レントゲンフィルムや心電図用紙などの消耗品が節減できる。(約14百万円/年) ・医師用駐車場を借地していたが、病院敷地内に設置することにより賃借料の節減を図った。(平成20年度) ・必要な改良を加えて冷房用水量を管理することにより汚水量の認定制度の適用を受け、下水道料金の低減を図る。(平成21年度) ・院内で構成する「経営健全化対策委員会」において具体的な経費の削減方策を検討し、出来る限り無駄を省くことを職場に浸透させ、経常経費や時間外手当の節減を図る。					
	収入増加・確保対策	・現状の常勤医師数では、宿日直業務を含めた診療等手一杯の状態であり、医師の招聘が急務な課題であるため地域ぐるみで医師招聘の取り組みを行う。 ・患者サービスの面からも診療報酬の面からも、一番有利な7:1看護を維持することとし、看護師の募集については、広報や看護学校で募集するほか、各種求人誌へも掲載する。(平成20年度～) ・良質な医療の提供と収益性の向上を図るため、診療報酬制度に的確に対応し、DPCを取得する。(平成21年度) ・地域連携を密にし、患者の紹介・逆紹介を進めることにより利用者の増加を図る。 ・取得可能な施設基準については漏らさず取得する。(H20年度PACS導入による電子画像管理加算、H21年度MRI(1.5T)導入によるコンピューター断層撮影診断料等) ・特定健診の実施(H20.10開始)					
その他	・現在、神戸大学との協力型臨床研修病院となっているが、平成21年度以降は兵庫医大、大阪医大の協力型臨床研修病院となり研修医の受け入れに取り組む。 ・管理型臨床研修病院の指定を受け、独自で研修医を受入れることを目指す。 ・現在不在となっている眼科常勤医を招聘し入院による手術等にも対応するとともに、整形外科・小児科等の一人常勤医に負担のかかっている科についても医師を招聘し確実な診療体制をとることにより、病床利用率の向上を図る。 医療関係求人誌やインターネットによる医師の募集を行うほか、院長等の大学等の訪問により医師の招聘を図る。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	85.7%	18年度	77.0%	19年度	68.5%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	・ここ数年、病床利用率が急激に落ちているが、平成20年1月から整形外科医1名、4月から産婦人科常勤医2名が増員となったため、平成20年度の病床利用率目標を72%に設定している。 今後も診療体制の充実を図り、病床数205を維持する方針である。 ・現在のところ施設の増改築計画はない。					

団体名 (病院名)	宍粟市 (公立宍粟総合病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する兵庫県西播磨保健医療圏には、公立病院が6病院所在している。 <救急医療等の地域の政策を担う公立病院> 赤穂市民病院(赤穂市420床)、相生市民病院(相生市61床)、たつの市御津病院(たつの市178床)、公立宍粟総合病院(宍粟市205床) <全県的な専門病院> 西播磨リハビリテーションセンター西播磨病院(兵庫県100床)、県立粒子線医療センター(兵庫県50床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	西播磨二次医療圏域では、兵庫県西播磨県民局主導のもと、平成20年10月2日に「西播磨圏域公立病院ネットワーク化検討会議」を立ち上げ、関係市が医療計画を踏まえて救急医療を中心とした公立病院の機能分担・連携方策について協議した。 その報告書「西播磨圏域 公立病院のネットワーク化の検討について」によれば、3次救急医療体制については、病院間の連携の強化、及び、(地域)救命救急センターを開設する医療機関の確保に努めることにより、更なる機能の充実が求められている。 また、2次救急医療については、隣接する中播磨圏域の医療機関へ搬送される傾向が見受けられる状況等を踏まえ、広大な圏域(約1,600km <sup>2</sup> )において各公立病院が的確な役割を果たせるよう機能分担の明確化に努めることとされた。 そのようななか、当病院は、圏域北部を中心とした地域の2次救急の拠点としての役割を担う。当病院で対応できない脳卒中、急性心筋梗塞については中播磨圏域の病院との連携を図るものとし、他の医療機関から亜急性期以降の患者の受け入れを行うことにより、他の2次救急医療機関の救急病床の確保に協力する。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期>平成21年3月	<内容> 西播磨圏域公立病院ネットワーク化検討会議にて検討 当院については、圏域北部の2次救急の拠点としての役割を担い、効果的・効率的な医療提供体制を構築するために、小児科、内科、整形外科の充実に努める。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度作成  平成25年度実施	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	宍粟市行革推進本部において、年1回改革プランの取組状況の点検・評価を行う。 <構成メンバー> 市長、副市長、収入役、教育長、市民局長、企画部長、総務部長、福祉部長、産業部長、土木部長、水道局長、議会事務局、教育部長、総合病院事務長及び消防本部消防長		
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	年1回(毎年7月予定)		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	宍粟市 (公立宍粟総合病院)
--------------	-------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	3,235	3,023	3,119	3,308	3,384	3,492
	(1) 料 金 収 入	3,093	2,883	2,980	3,143	3,216	3,280
	(2) そ の 他	142	140	139	165	168	212
	うち他会計負担金	29	27	28	55	55	99
	2. 医 業 外 収 益	126	118	85	94	89	114
	(1) 他会計負担金・補助金	104	98	68	75	71	96
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	22	20	17	19	18	18
	経 常 収 益 (A)	3,361	3,141	3,204	3,402	3,473	3,606
	入	1. 医 業 費 用 b	3,483	3,359	3,413	3,482	3,542
(1) 職 員 給 与 費 c		1,798	1,701	1,675	1,702	1,714	1,728
(2) 材 料 費		811	721	747	749	758	773
(3) 経 費		628	688	729	755	760	767
(4) 減 価 償 却 費		234	231	246	260	294	314
(5) そ の 他		12	18	16	16	16	16
2. 医 業 外 費 用		203	192	149	147	144	143
(1) 支 払 利 息		137	130	85	81	77	74
(2) そ の 他		66	62	64	66	67	69
経 常 費 用 (B)		3,686	3,551	3,562	3,629	3,686	3,741
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	-325	-410	-358	-227	-213	-135	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	-325	-410	-358	-227	-213	-135	
累 積 欠 損 金 (G)	-1,394	-1,719	-2,129	-2,487	-2,714	-2,927	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,687	1,365	1,133	1,051	973	975
	流 動 負 債 (イ)	206	163	140	140	140	140
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	-1,481	-1,202	-993	-911	-833	-835
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	191	279	209	82	78	2	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	91.18%	88.45%	89.95%	93.74%	94.22%	96.39%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-45.78%	-39.76%	-31.84%	-27.54%	-24.62%	-23.91%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	92.88%	90.00%	91.39%	95.00%	95.54%	97.05%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	55.58%	56.27%	53.70%	51.45%	50.65%	49.48%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	77.02%	68.49%	71.50%	73.50%	75.00%	76.50%	

( )N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	宍粟市 (公立宍粟総合病院)
--------------	-------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	85	821	169	329	165	170
	2. 他会計出資金	178	191	189	210	255	275
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計(a)	263	1,012	358	539	420	445
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)}(A)	263	1,012	358	539	420	445	
支 出	1. 建設改良費	94	214	138	245	235	242
	2. 企業債償還金	276	883	335	428	364	401
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計(B)	370	1,097	473	673	599	643
差引不足額(B) - (A)(C)	107	85	115	134	179	198	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	107	85	115	134	179	198
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
	計(D)	107	85	115	134	179	198
補てん財源不足額(C) - (D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 132,459	( ) 125,388	( ) 95,320	( ) 130,859	( ) 126,353	( ) 193,960
資本的収支	( ) 177,900	( ) 191,409	( ) 188,747	( ) 209,847	( ) 255,316	( ) 274,847
合計	( ) 310,359	( ) 316,797	( ) 284,067	( ) 340,706	( ) 381,669	( ) 468,807

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。